

群馬県立女子大学文学部教務委員会規程

(設置)

第1条 群馬県立女子大学に文学部教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学科長
- (2) 学科選出の教員 各1人
- (3) 文学部長
- (4) 教務係長

2 委員会は、審議の必要により、関連のある学科目担当の教員の中から臨時委員を置くことができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は委員会を招集し、その会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 第2条第1項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の定足数)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により開催する。

(審議事項)

第6条 委員会は、文学部の学科課程、科目履修、試験、再入学、転入学、編入学、教員免許その他教務上の必要事項について審議する。

(事務)

第7条 教務委員会の事務は、教務係で処理する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年5月8日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在職する第2条第1項第2号の委員の任期は、なお従前の例による。